

# 地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書

〈2024年10月1日〉

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(野洲市指定第2571300199号)

当事業所は、ご利用者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容について次のとおり説明します。

## 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 野洲慈恵会
法人所在地	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1340番地1
電話番号	077-586-5444
代表者氏名	理事長 奥村義一
設立年月日	平成2年11月29日

## 2. 指定介護老人福祉施設の概要

事業所の種類	地域密着型介護老人福祉施設
指定番号	野洲市第2571300199号

### (1) 事業所の目的

介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホームぎおうの里
- (3) 事業所の所在地 滋賀県野洲市富波甲1340番地1
- (4) 電話番号 077-586-5444
- (5) ファックス 077-586-5159
- (6) 施設長 北山雅也
- (7) 運営方針

本事業の運営に当たっては、日本国憲法第25条、老人福祉法および介護保険法の基本理念にもとづき利用者の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を行う。

- (8) 開設年月日 平成17年9月1日
- (9) 利用定員 20人
- (10) 開設日 年中無休

(11) サービス提供時間 24時間

但し、利用者の入退所は原則として午前9時30分から午後5時30までとします。

(12) 居室等の概要

当事業所は、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設で、2つのグループホームのようなユニット型の生活単位で構成されており、各ユニットに食堂・浴室等を配置しています。利用される居室は、全て個室です。

居室の変更：ご利用者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	全室(20)	ユニット型個室
食堂	各ユニットに1	
機能回復訓練室	//	
浴室	//	一般浴槽(個人浴槽)・特殊浴槽
脱衣室	//	
医務室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たっては、介護保険法で定められた利用料の他に居住費のご負担が必要です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対し、介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(短期入所生活介護含む) (令和6年4月1日現在)

職種	員数	常勤		非常勤		指定基準
		専	兼	専	兼	
施設長(管理者)	1		1			1
医師	1				1	必要数
生活相談員	1		1			1
介護支援専門員	1	1				1
介護職員	25	12		13		看護職員と合わせ入所者3人ごとに

看護職員	4	2	1		1	1以上
機能訓練指導員	2		1		1	看護職員と兼務
管理栄養士または 栄養士	1		1			必要数

#### 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長（管理者）	勤務時間 8：30～17：30
医 師	内科 毎週火曜日 13：00～14：00 （医師の都合により他曜日に変更となる場合もあります）
介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員（2ユニット） 日 中 4人 夜 間 1人
看 護 職 員	標準勤務時間 8：00～17：00

#### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

##### （1）サービスの概要

入 浴	入浴または清拭を週2回行います。 入浴は、一般浴・特殊浴があります。
食 事	管理栄養士または栄養士が、栄養並びにご利用者の身体の状況に配慮した栄養ケア計画をたて、それに基づく食事を提供します。 原則として、下記の食事時間に、ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただきますが、利用者の希望や心身の状況を踏まえ、場所と時間については相談に応じます。 食事時間 朝食 8:00より 昼食 12:00より 夕食 18:00より
排 泄	施設サービス計画に基づいて、ご利用者の身体能力に配慮した援助を行います。
健康管理	年1回健康診断を行います。 毎週火曜日13時～14時に医師が診察や健康相談に応じます。 必要に応じて他の医療機関への受診も行います。 看護職員が健康管理を援助します。
生活相談	ご利用者の生活上の相談に応じます。

レクリエーション	ご利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、ご利用者が自律的に行うこれらの活動を支援します。
その他の自立への支援	施設サービス計画に基づいて可能な限り適切な介護を行います。寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容ができるよう援助します。
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録を所定の手続きの上閲覧できます（複写物を必要とする場合には費用をご負担いただきます）。
日常費用支払い代行	介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
理髪・美容	近隣の理髪店、美容院または移動散髪をご利用いただいております（要費用）。
貴重品管理	利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。（要費用） ○管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関へ預け入れている預金 ○お預かりするもの 上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書 ○保管管理者：施設長 ○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。 ・預金の預入および引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れおよび引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを定期的に利用者または家族の方にお知らせします。

## （２）サービス利用料金

別紙のとおりです。

## （３）利用料金のお支払い方法

原則的には、別途契約した口座からの引き落としとさせていただきます。

前記（２）の料金・費用は、前月分の費用を翌月の２０日までに請求し、翌月２３日に指定口座から引き落としますので、請求分を口座に準備してください。

## （４）利用中の中止

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。そ

の場合、すでに実施されたサービスにかかる利用料金は退所日または引き受け日にお支払いいただきます。

## 5. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

### （1）ご利用者からの申し出により退所していただく場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の2週間前までに文書でお申し出ください。ただし、以下の場合には、文書でお申し出いただくことにより、直ちに契約を解除し、施設を退所することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者がご利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（中途解約）

以下の事項に該当する場合は、事業者は契約終了日の1ヶ月前までにご利用者に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。その場合、ご利用者は施設を退所していただきます。

- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ③施設が介護保険法に基づく指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

### （3）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者はご利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、ご利用者は施設を退所していただきます。

- ①ご利用者のサービス料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ②ご利用者が連続して2週間以上、入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ③ご利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### （4）以下の事項に該当した場合は、利用は自動的に終了となり退所していただきます。

- ①ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ②ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ③ご利用者の要介護認定区分が要介護1または要介護2と認定され、かつ特例入所要件に該当しない場合。
- ④ご利用者が死亡した場合

## 6. サービス利用に当たっての禁止行為



## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および関係各機関並びに家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

特別養護老人ホーム ゑおうの里  
滋賀県野洲市富波甲1340番地1  
電話 077-586-5444  
FAX 077-586-5159  
苦情解決責任者 北山 雅也  
苦情受付担当者 川端 賢

\*また、意見箱を設置していますのでご利用下さい。

#### ○第三者委員

当施設では苦情等の解決に当たり、中立的な立場で解決の支援を行う第三者委員を設置しております。第三者委員は定期的に施設を訪問しており、訪問時に苦情や要望などの相談をすることができます。また直接電話にて相談をすることもできます。

(第三者委員の氏名や電話番号等は施設内に掲示しております)

○受付時間 毎日 8時30分 ~ 17時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

野洲市役所(代表)	所在地	野洲市小篠原2100-1 電話 077-587-1121
野洲市役所介護保険課	所在地	野洲市小篠原2100-1 電話 077-587-6074
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地	大津市中央4丁目5-9 電話 077-510-6605 (苦情専用)
滋賀県運営適正化委員会	所在地	草津市笠山7丁目8-138 電話 077-567-4107

上記以外にも各市町村において苦情受付窓口があります。

## 11. その他

この重要事項説明書は大切に保管してください。

本書面にに基づき、施設のサービス内容について重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 滋賀県野洲市富波甲1340番地1  
特別養護老人ホーム ぎおうの里  
施設長 北山 雅也 印

説明者 氏名 印

私は、本書面にに基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

本人 住所  
氏名 印

(本人の署名が難しく家族等が署名を代行する場合)

署名代行者 住所  
氏名 印  
本人との続柄等 ( )

(身元引受人)

私は、本書面にに基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

住所  
氏名 印  
本人との続柄等 ( )